

「障害のある学生及び特別な支援を必要とする学生への 支援に関するガイドラン」の準拠文書について

障害のある学生及び特別な支援を必要とする学生への支援に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という）は、以下の1～4の文書（以下「準拠文書」という）に準拠して定められたものである。そのため、ガイドラインの本文及び基本原則の趣旨を正しく理解・認識をするためには、準拠文書を合せ活用することが不可欠である。

1. ミッション・ステートメント

- (1) 私たち北星学園大学に集う者は、正義と良心に従い、自由に真理を探求し、真理によって自由を得ることを目指します。
- (2) 私たちは、移りゆく時代の中で、地域・社会・世界の諸情勢に絶えず目を向け、その中における北星学園大学の存在意義を確認し、本学の果たしていく役割を考え、実践することを目指します。
- (3) 私たちは、世と時代が作り出した、悲惨な出来事に対して、平和と尊厳を作り出していくために、北星学園大学が果たしていく役割を考え、実践することを目指します。
- (4) 私たちは、北星学園大学における教育・学習・研究から知と技を生み出すとともに、それらが社会において成果を発揮し、社会において貢献できる存在となることを目指します。
- (5) 私たちは、このような志の下に契約に基づいて集い、そこから愛の献身と批判的精神において、自由な交わりと活動が営まれる北星学園大学であることを目指します。

2. 障害のある学生（定義とその範囲）

障害者基本法等に立脚した内閣閣議決定の基本方針によれば、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

3. 合理的配慮

私立大学における合理的配慮（努力義務）として、配慮の実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう社会的障壁の除去に取り組むという趣旨を踏まえ、以下の項目についての配慮に努めるものとする。

- (1) 機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保し、教育の質を

確保すること。

- (2) 情報公開：障害のある大学進学希望者や障害のある学生に対し、大学全体としての受け入れ姿勢・方針を示すこと。
- (3) 決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うこと。
- (4) 教育方法等：情報保障・コミュニケーション上の配慮・公平な試験・成績評価などにおける配慮を行うこと。
- (5) 支援体制：大学全体として専門性のある支援体制の確保に努めること。
- (6) 施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮すること。

4. 国連・障害者の権利に関する条約及び法

- ・障害者の権利に関する条約（2014年2月より効力発生）
- ・障害者基本法の改正（2011年8月改正法施行）
- ・障害者差別解消法（2016年4月施行）